

# Eモータースポーツドライバーズガイドライン

## 第1章 はじめに

### (1) ガイドラインの目的

J A Fが扱うあらゆる形式のあらゆる仮想・電子自動車競技／自動車Eスポーツ競技（以下「Eモータースポーツ」という）には、自動車競技（以下「リアルモータースポーツ」という）の経験のない方、免許の取得年齢に達していない年少者も多く参加していることを特徴としています。

その前提に立って、これからEモータースポーツを始めるドライバーや、すでにリアルモータースポーツを経験しているドライバーの皆様に向けて、以下3点を目的としたガイドラインを定めます。

- ・Eモータースポーツは他の一般的なスポーツと同様に、フェアプレー精神を尊重し、他の選手とスポーツマンシップを以て競い合うこと。
- ・高い倫理観を持つドライバーを育成することでJ A Fの公認および認定イベントにおける信頼性および競技としての格式を高めること。
- ・不正行為（チート、不当な改造行為等）を防止し、安全かつ公正なEモータースポーツ環境の維持・推進を図ります。

### (2) Eスポーツとは

「Eスポーツ（Esports）」とは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームおよびシミュレーターを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の総称です。

J A Fにおいては、特にEモータースポーツに該当する競技を対象としています。

## 第2章 基本的なマナーの遵守と倫理

参加するドライバーはフェアプレーの精神にのっとり、基本ルールを理解、遵守し、他のドライバーに不快感や屈辱を与えると予想される攻撃的な行為や言動は行わないこと、またS N Sなどコミュニケーションの媒体においてもこれを尊守することが求められます。

## 第3章 競技参加のルールとマナー

### (1) ドライビングのルールとマナー

すべてのスポーツはルール（規則）の下に競技を行うものです。Eモータースポーツにおいてもリアルモータースポーツと同様に厳密なルール、マナーが適用され、これを遵守することが求められます。

### (2) 不正行為（チート、不当な改造行為等）の禁止

すべてのドライバーは、公正公平な競技を行うため、所定のルールを遵守し、いかなる場合であっても許可されていない外部ツールの使用（ハード、ソフト）、ソフトのバグの悪用等、いわゆる不正（チート）に抵触する行為をしてはいけません。

### （3）アンチドーピングについて

Eモータースポーツの大会においても他の一般的なスポーツと同様に、参加するドライバーには日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が定めるドーピング規定の遵守が求められます。

注：ドーピングとは「スポーツにおいて禁止される物質（薬物など）や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のことです。禁止薬物を意図的に使用することだけをドーピングと呼びがちですが、それだけではありません。意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」で、それらの行為を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼びます。アンチ・ドーピングは、ドーピング行為を禁止し、スポーツにおけるフェア、スポーツの価値を守る活動を意味しています。

引用：アンチ・ドーピングとは

日本アンチ・ドーピング機構 | Japan Anti-Doping Agency (JADA)

## 第4章 リアルモータースポーツへの参加について

Eモータースポーツで培った技術とマナーは、リアルモータースポーツ競技参加にも活かすことができます。JAFが発行するリアルモータースポーツの「四輪ライセンス」や「カートライセンス」を取得することで、各競技への参加が可能になります。リアルモータースポーツの「四輪ライセンス」や「カートライセンス」の取得方法は以下をご覧ください。

(<https://motorsports.jaf.or.jp/license/overview>)

## 第5章 おわりに

本ガイドラインは、随時改定されます。

最新情報はJAFモータースポーツサイトをご確認ください。

以上